



令和4年4月6日発行

なごや消費生活注意喚起情報【第5号】新生活スタート 突然の訪問に気をつけて！

[発行：名古屋市消費生活センター]



■【新生活スタート】管理会社だと思ったら、浄水器の販売だった!!

引っ越した翌日、インターフォンが鳴ったのでドアスコープで見ると、作業着を着た人が立っていた。「水質検査に来た」と言うので、管理人かと思ってドアを開けた。キッチンに入ってきて水道の水を汲み、試薬を入れるとピンク色に変わった。「水道水は体に良くない」と言われ、浄水器を勧められた。「高いから…」と断ったが、「ローンにすれば、一日あたりペットボトル2本分」などという話を聞くうちに、結局、浄水器を契約してしまった。

■訪問販売で契約した場合、クーリング・オフが出来ます

訪問販売で購入したものは契約書を受け取って8日以内であればクーリング・オフができます。クーリング・オフ期間を過ぎても解約できる場合があるので、諦めずに相談してください。

学生や若者の訪問販売の相談が増えています。引っ越しの時は、慣れない環境の中で冷静な判断がしづらい状況にあります。浄水器のほかにも、換気扇フィルター・新聞・電気・ガス・光回線などの勧誘があります。突然の訪問を受けた時は、相手の社名や氏名をしっかりと確認してドアを開けるようにしましょう。また、管理会社などの関係先や光回線・電気・ガスなどの契約先の名称や連絡先などはしっかりと把握しておきましょう。

★動画で学ぼう！若者に多い消費者トラブル（名古屋市消費生活センターウェブサイトへのリンク）

<https://www.seikatsu.city.nagoya.jp/kouza/movie/#movie04>

名古屋市立緑高校演劇部が、訪問販売の事例を熱演しています！



■「困った」「おかしいかな？」と思ったときは

名古屋市消費生活センター Tel:052-222-9671（くろーない）

月～土曜日（祝休日、年末年始を除く）9時から16時15分まで

〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階

名古屋市消費生活センターウェブサイト「情報ナビ」 <https://www.seikatsu.city.nagoya.jp/>

Twitter <https://twitter.com/nagoyashishouhi>